

□吉田町の保育料

吉田町では、国が定めた基準額より軽減した保育料を設定しています。

(令和元年 10 月～)

階層 区分	月額保育料						
	定義	1号認定	2号認定	3号認定			
			国基準 ※参考	0～2 歳児			
				3～5 歳児	区別	標準時間	短時間
第 1	生活保護	無償	無償	0		0	0
第 2	町民税均等割 非課税世帯			0		0	0
第 3	町民税所得割 非課税世帯			19,500	第 1 子	10,000	9,800
					第 2 子	5,000	4,900
					ひとり親世帯他	4,500	4,400
					ひとり親世帯で 第 2 子以降	0	0
第 4	所得割課税世帯 (48,600 円未満)				第 1 子	13,000	12,800
					第 2 子	6,500	6,400
					ひとり親世帯他	6,000	5,900
					ひとり親世帯で 第 2 子以降	0	0
第 5	所得割課税世帯 (77,101 円未満)			30,000	第 1 子	19,000	18,600
					第 2 子	9,500	9,300
					ひとり親世帯他	9,000	9,000
		ひとり親世帯で 第 2 子以降	0		0		
第 6	所得割課税世帯 (97,000 円未満)		23,000		22,600		
第 7	所得割課税世帯 (133,000 円未満)	44,500		28,000	27,400		
第 8	所得割課税世帯 (169,000 円未満)			32,000	31,400		
第 9	所得割課税世帯 (211,201 円未満)	61,000		36,000	35,200		
第 10	所得割課税世帯 (235,000 円未満)			39,000	38,400		
第 11	所得割課税世帯 (301,000 円未満)			45,000	44,200		
第 12	所得割課税世帯 (397,000 円未満)	80,000		50,000	49,200		
第 13	所得割課税世帯 (397,000 円以上)	104,000		60,000	59,000		

○ 認定こども園や保育園等をきょうだいが同時に利用する場合、第2子半額、第3子以降は無料となります。

(3号認定の第2階層までについては、第2子以降は無料となります。)

なお、第2子の判定方法については、第2階層から第5階層中の町民税所得割課税額が57,700円未満の世帯に関しては、兄弟の年齢に関わらず上からカウントします。

○ 母子世帯、父子世帯又は在宅の障害者(児)のいる世帯の利用者負担額は、ひとり親世帯他の段をご参照ください。

この場合、第5段階までは、第2子以降の利用者負担額が無料となります。

○ 満3歳に達する年度の利用者負担額は、3号認定の額が適用されます。

○ この利用者負担額のほか、各園によっては給食費や延長保育料などの実費徴収があります。